

大門中学校

いじめ防止基本方針

大門中学校いじめ防止対策基本方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より抜粋）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

「いじめは絶対に許されない」
「いじめは卑怯な行為である」
「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」

いじめへの対応は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、地域、市教育委員会その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

いじめ事案に対する全体の流れは、「いじめ事案初期対応実践フローチャート」及び「改訂版いじめ対応ハンドブック」（富山県教育委員会発出）を参考にし適切かつ迅速に対応する。

(3) いじめへの対応

① 未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にもなりうる、という事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組む。

<未然防止のための措置>

ア いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。

また、マイサポーターや気がかりポストを活用し、常に生徒の様子を把握するとともに、さわやか委員会や生徒支援委員会を設置して、情報交換や指導についての話し合いを丁寧に行う体制をとる。

- ・ 毎日の出来事を各学年から集め、生徒指導日誌に記録して共通理解を図る。
- ・ 生徒（指導）支援委員会（校長、教頭、生徒指導主事、カウンセリング指導員、学年生徒指導担当等参加）を毎週開催し、生徒支援について話し合い、いじめの予防に努める。
- ・ いじめ防止対策委員会（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、カウンセリング指導員等参加）を毎週開催し、生徒理解の推進を図ると同時にいじめの予防に努める。
- ・ いじめの未然防止のために、事例研修等の職員の共通理解のための研修の場を設け、教職員の意識向上を図る。
- ・ 対応の共通化を図るためのチェックリストを作成し、未然防止に努める。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動等の推進により、生徒の社会性を育む。幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。

また、生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論するなどのいじめ防止に資する活動を推進する。

- ・道徳授業の推進や「いのちの教育」の充実を図る。
- ・「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」等の学年活動や生徒会活動等で意義のある体験活動を推進する。

ウ いじめを生まない集団づくり

いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感等が過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努める。また、学級や学年等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。

また、全教室等に「いじめをなくす射水市民五か条」を掲示し、日常の生活指導に活用し、心身ともに健やかな生徒の育成に取り組む。

- ・分かる授業を目指して、本時の課題、まとめを明確にする板書を全授業で推進し、生徒の理解を高めるように努める。
- ・個に応じた指導の充実を努め、基本的な学習内容の定着を図る。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む

全ての生徒が「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、生徒の自己有用感が高められるように努める。

また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会等を積極的に設けるようにする。

- ・学級で一人一役を推進し、活躍できる場を設定し、互いに認め合える集団づくりを推進する。
- ・学校の諸活動において、教師が生徒に寄り添う意識をもち、師弟同行の実践を通してがんばりを認め、自己肯定感を高める。

オ 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

また、生徒に対して、傍観者とならず、さわやか委員会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

- ・委員会や生徒会の場を活用して「人権」や「いじめ」に関する生徒集会や委員会活動を生徒が企画・実践する。
- ・いじめについての新聞記事等を教材にして、話し合いの場を設け、人権に対する意識の向上を図る。

② 早期発見

些細な兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

<早期発見のための措置>

ア 定期的なアンケート調査

- ・毎学期「さわやか調査」（いじめに関する調査）を実施し、生徒の実態を把握する。
- ・記載内容によっては学年以外の先生も連携して早期に対応する。

イ 定期的な個人面談（教育相談）

- ・「さわやか調査」等を基にして、面接週間の期間を設け、全員に面接を行い、個に応じた支援を行う。
- ・健康や心に関する調査内容も活用して支援、助言する。スクールカウンセラーや養護教諭との連携を日頃から密にしていく。
- ・「気がかりポスト」を設置し、気軽に相談できる体制を整える。

ウ 迅速な対応と準備

- ・生活ノートの記載内容で気になる情報を共有し、生徒の実態把握に努める。
- ・授業や休み時間等で気になる情報については、各教員間で連絡を取り合い、場合によ

っては面談を実施する。

- ・週1回の生徒支援委員会を実施し、生徒の状況や情報の収集に努め、適切な指導・援助を行う。
- ・相談ボックスを設置し、悩みや困っていることの相談の充実を図る。

エ 家庭、地域、関係機関等との連携（情報収集）

- ・保護者からの相談については、担任や学年を中心に早期に対応し、連携を図る。
- ・PTAの役員や保護者との懇談を通して、情報収集に努める。
- ・小学校と中学校間で情報交換を適宜行い、中1ギャップの未然防止に努めるなど、学校間の連携を図る。
- ・地域、関係機関等との交流を通して、情報交換が円滑に行える環境を整える。

③ 早期対応

相談・発見・通報を受けた場合には、速やかに当該いじめに係る情報を報告し、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、組織的な対応につなげる。

<いじめに対する措置>

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・発見した、または通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学年主任や生徒指導主事を通して、直ちに管理職に報告する。
- ・いじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・さわやか委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

イ いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。
- ・生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられている生徒の安全を確保する。
- ・状況に応じ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教育アドバイザー等専門家との連携を図る。

ウ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・いじめたとされる生徒から、事実関係の聴取を行う。
- ・いじめがあったことが確認された場合、事実関係を明らかにするとともに、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得た上、学校と保護者が連携して今後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安全・安心、健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、市教育委員会や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考える。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行

為であることを理解させる。

- ・全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

オ インターネット上のいじめへの対応

- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとるとともに、保護者に事実関係を伝える。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に連携し、適切に援助を求める。
- ・「大中ネットルール」の遵守や情報モラル教育を進めるとともに保護者への理解を図り未然防止に努める。

④ 再発防止

ア いじめが解消している状態

- ・いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続し、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる状態。

イ 生徒が真にいじめ問題を乗り越えた状態

- ・加害生徒による被害生徒に対する謝罪だけで終わるものではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことができる状態。

<再発防止のための措置>

ア いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援や声掛け等を行う。
- ・絶対に守るという姿勢と味方であることを伝え続ける。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

イ 十分な効果を上げることが困難な場合

- ・いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

(4) いじめ防止対策委員会

① 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、カウンセリング指導員、学年主任 等

※必要に応じて、学級担任、養護教諭、心理や福祉等の専門的知識を有する者（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）や弁護士、医師、警察官経験者等を追加する。

② 役割

- ・基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・校内研修による教職員の共通理解や意識啓発
- ・生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・いじめ事案への対応（生徒や保護者への意見聴取、市教育委員会その他関係機関との連携等）
- ・いじめに関する相談窓口
- ・いじめ問題等に関する指導記録の保存
- ・学校評価による基本方針の見直し

(5) 家庭や地域との連携

生徒の健やかな成長を促すために、PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する。

<連携のための措置>

- ・学校基本方針を公表し、基本方針等について地域や保護者の理解を得るように努める。
- ・地域や家庭に対して、学校通信等を通じて、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・いじめが発生した場合、家庭訪問等を通じて家庭との緊密な連携を図る。
- ・ネット上のいじめに関連して、携帯電話やスマートフォン、携帯型ゲーム機等を使った事例を紹介するなど、ネットの危険性についての理解を深める啓発活動を行う。
- ・大門中学校区健全育成連絡協議会を設置し、小中学校の事例や取組等を共有し、学校間の連携の充実を図るとともに、いじめ防止等の対策が地域において一体的に行われるように努める。
- ・校区の地域振興会や見守り隊等、関係団体との連携を密にして、情報の収集に努める。

(6) 重大事態への対応

① 学校による対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

(いじめ防止対策推進法)

(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合は、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするために調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 「生命、心身又は財産に重大な被害」について

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ 「相当の期間」について

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席するような場合には、上記目安にかかわらない。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、地方公共団体の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ、事態発生について報告する。

③ 重大事態の調査

重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会の指示を受けて、その事案の調査を行う。

④ 重大事態の調査組織

教育委員会の指示を受け、速やかに、組織を設ける。この組織の構成については、弁護士や学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の

人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）で組織することで、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(7) 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組	月	いじめ防止に向けた取組
常時 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・さわやか委員会(通年：毎週1回) ・生徒指導(支援)委員会 (通年：毎週1回) ・不登校対策委員会 (通年：毎月1回) ・生徒指導に関する校内研修 (生徒理解研修会) ・人権教育に対する取組 	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会集会活動(文化活動発表会) ・WEBQU調査(全学年) ・WEBQU調査の実態把握と対応策の検討 ・地域活動参加(住民運動会等)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会や委員会による「あいさつ運動」や「生徒集会」等の実施 ・WEBQU調査(全学年) ・WEBQU調査における実態把握 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「さわやか調査」(学校生活調査)の実施 ・教育相談(全員面接) ・生徒会による「人権週間」に向けた取組
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「さわやか調査」(学校生活調査)の実施 ・教育相談(全員面接) 	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談(全員面接) ・生徒会による「人権週間」に向けた取組 (生徒集会 人権集会)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者アンケートの実施 ・安全安心集会 (SNS、スマホの安全利用) 	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会や委員会による「あいさつ運動」や「生徒集会」等の実施 ・地域活動参加
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解に関する校内研修 (2学期に向けての見直し、準備、事例研修等) ・地域活動参加 (クリーン作戦等) 	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・「さわやか調査」(学校生活調査)の実施 ・教育相談(全員面接) ・保護者アンケートの実施 ・学校評価の結果集計、考察
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康と心に関する調査」の実施 ・地域活動参加 	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導に関する校内研修 (来年度に向けての見直し、準備)